

令和元年11月15日

保護者様

県立伊丹西高等学校
校長 川中 啓敬

インフルエンザによる出席停止の取り扱いについて（お願い）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

学校における感染症の予防について生徒の健康と学習環境の維持のために重要であることから、学校保健安全法及び施行規則において、学校感染症（学校において予防すべき感染症）の種類と出席停止の基準等が定められています。第2種の感染症であるインフルエンザにつきましても「発症後5日かつ解熱後2日を経過するまで」と出席停止となる期間が定められています。従来よりインフルエンザに罹患された場合、「出席停止解除証明書」を提出していただいております。

さて、このたび兵庫県教育委員会より「生徒がインフルエンザ治癒後の再出席において、治癒証明書等医師作成の書類を求める取扱いとしている学校については、初診時の医師の指示や発熱及び解熱状態等に基づいた保護者からの報告書に代える等、治癒したことの確認のための再受診や医師作成の書類の提出を原則不要とする措置を講ずる必要がある」という旨の参考連絡がありました。

つきましては、従来の「出席停止解除証明書」を提出する代わりに「インフルエンザによる治癒報告書（保護者署名押印）」及び「医療機関発行の薬の説明書」を提出していただくことになりました。

但し、インフルエンザ以外の他の学校感染症（例：水痘（水ぼうそう）や流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等）につきましても、従来どおり「出席停止解除証明書」の提出が必要ですのでよろしくお願いたします。